

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業を通して「夢や感動を与える企業」でありたいと願い続けております。

また、企業力の強化と経営判断の迅速化を図ると同時に継続的な成長・発展を目指すため、また企業の社会性やステークホルダーへの責務の観点から、企業としての利益確保に向けた経営を進めていくことはもちろんのこと、社会的責任を自覚の上、法令の遵守や倫理に則った企業活動を実施し、地域発展への貢献にも努め、すべてのステークホルダーから信頼される企業を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等は行っておりませんが、外国人株主をはじめとする株主構成等を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

【原則1-3】

当社では、株主価値の向上に向け、新電力導入などの運営経費の見直しによる収益力の強化と有利子負債の圧縮を最優先課題として認識しております。また、配当政策につきましては、連結配当性向30%以上を目標に据え、当期の業績に加え、将来の見通し等を総合的に勘案して決定すべきものと考えております。

【補充原則3-1-2】

当社は、当社における株主構成を踏まえ、英語での情報の開示・提供は行っておりません。なお、今後の当社における株主構成を踏まえ、必要に応じて、海外投資家への情報提供についての検討を行うこととしております。

【補充原則4-1-3】

最高経営者の後継者計画については、重要な経営課題の一つと認識しており、当社にとって最適な計画及び取締役会における当該計画の監督方法について検討してまいります。

【原則4-2、補充原則4-2-1】

経営陣の報酬については、当社の企業規模、利益水準、従業員の処遇等に配慮の上、その役割、責務等に応じて適切な報酬テーブルを定めるとともに、役員持株会制度により、報酬の一部を当社株式取得に充てることで、経営陣としての中長期的な経営意識の強化に努めております。また、当社の中核事業である遊園地事業は、短期的・長期的両面の視点での施策が重要であり、自然条件等の外的要因を含め、全ての施策が短期・中期の業績に反映されるわけではないことから、ストックオプション等の業績連動型報酬の導入については、今後、当社にとって、健全なインセンティブとして最適であるかどうかという観点からも検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社は、経営陣幹部及び取締役の指名・報酬については、独立社外取締役や独立社外監査役が出席する取締役会において適切に審議して決定しておりますため、指名委員会等の任意の諮問機関を設置しておりませんが、今後、本コードの趣旨を踏まえ、必要に応じて新たな仕組みの活用を検討してまいります。

【原則5-2】

当社は、変化の激しいレジャー業界においては、機動性及び柔軟性を持った経営が重要であるとの認識から、中期経営計画は作成してはおりませんが、顧客ニーズの変化に速やかに対応して顧客満足度を高めていくことを重要戦略と考えております。また、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、定性的、定量的な取り組みを日常のIR活動を通じて説明するよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、主として取引先からの保有要請を受け、取引先の株式を取得し、保有することがあります。取引先の株式は、取引関係の強化、ひいては当事業の発展に資すると判断する限り、保有し続けますが、毎年取締役会による検証、見直しを行い、保有する意義の乏しい銘柄については、適宜株価や市場動向を見て売却いたします。

また、政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、当社との取引関係の維持・強化を通じて、当社の企業価値向上に資すると認められるかどうかの観点から議決権行使を行うこととしておりますが、個々の株式において定性的かつ総合的な判断が必要となるため、現時点では統一の基準を設けておりません。

【原則1-7】

当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合には、取締役会において社外取締役や監査役からの意見を求め審議した上で、事前に取締役会にて取引の合理性と取引条件の妥当性について十分に検討し、取引の可否について審議・決議することとしております。また、開示すべき重要な取引については、有価証券報告書等に取引内容を開示しております。

【原則3-1】

- (1) 当社は、企業理念を当社ホームページに掲載しております。なお、変化の速いレジャー業界においては、機動性及び柔軟性を持った経営が重要であると認識しているため、中期経営計画は作成していませんが、顧客ニーズの変化に速やかに対応して顧客満足度を高めていくことを重要戦略と考えております。
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書にて開示しております。
- (3) 経営陣幹部・取締役の報酬については、当社の企業規模・業績・従業員の処遇水準に配慮のうえ、それぞれの役位、責務に応じた報酬テーブルを定め、株主総会で承認された取締役報酬額の範囲内にて取締役会で決定しております。
- (4) 経営陣幹部・取締役候補者については、当社の経営理念を十分に理解し、その役割・責務を果たすために十分な知識と経験ならびに実績を有すること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有することなどを総合的に判断し、選定及び指名することとしております。監査役候補者については、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、独立の立場から、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行全般を監査し、経営の健全性確保に貢献できることなどを総合的に判断し、指名することとしております。上記方針に基づいて、代表取締役社長から選任・指名について提案し、取締役会にて決定しております。
- (5) 当社は、株主総会招集通知にて、取締役会における各候補者の指名理由について開示いたしております。

【補充原則4-1-1】

取締役会は、法令ならびに当社で定める「取締役会規則」に基づき、重要な業務執行を決定し、それ以外の業務執行にあたっては、意思決定機能の迅速化と業務執行機能の分離のため、各事業の責任者を含めて構成される経営会議の協議等を踏まえ、当社で定める「組織規則・業務分掌規則・職務権限規則」において、それぞれの職務の責任や執行手続きを詳細に定め、効率的に業務の執行が行われるような体制を確保しております。

【原則4-8】

当社は、独立社外取締役を2名選任しており、取締役会等における客観的な発言等を行うことで、適切な意思決定ならびに経営の監督が行われております。

【原則4-9】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立基準に加え、当社が独自で定めた基準に従い、以下のいずれにも該当しない場合には独立性を有すると判断しております。

- (A) 当社または子会社の業務執行者。
- (B) 当社の主要な取引先(当社の連結売上高に占める割合または当社の連結売上原価に占める取引先の当社への売上高の割合が5%以上に相当する金額の取引先)の業務執行者。
- (C) 当社の主要な借入先(当社の連結総資産の10%以上に相当する金額の借入先)の業務執行者。
- (D) 当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受けているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
- (E) 当社の支配株主(間接保有を含み当社の議決権の50%以上を保有する会社)となる会社の業務執行者。
- (F) AからEまでに掲げる者の2親等以内の親族。

【補充原則4-11-1】

当社取締役会は、迅速かつ適正な意思決定が出来る規模として、取締役10名以内で構成することが適切と考え、これを定款で定めております。また、当社取締役会は、各事業あるいは会社業務等に精通し、機動性の高い業務執行をしている業務執行取締役と、高度な専門性を有し、幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる社外取締役で、バランス良く備えるよう配慮し、各取締役を総合的に精査したうえで選任しております。

【補充原則4-11-2】

当社は、取締役及び監査役の兼務状況については、株主総会の招集通知のほか、有価証券報告書にて開示しておりますが、各取締役及び各監査役が、その役割・責務を果たすに合理的な範囲の内容となっております。

【補充原則4-11-3】

今後、毎年、各取締役の自己評価等を参考にしながら、取締役会の実効性に関する分析・評価手法を検討、実施することとし、その開示につきましても検討してまいります。

【補充原則4-14-2】

当社では、取締役及び監査役は、その期待される役割と責務を十分に理解しているとの認識に基づきつつ、更に、その知識の更新を行うための積極的なセミナー参加を促進しており、加えて、経営者による企業交流会参加等の自己研鑽を行える環境となっております。

【原則5-1】

当社では、株主からの対話(面談)の申し込みについては合理的な範囲で対応するものとし、それを促進するための方針を次のとおりとします。

- (1) 当社は、株主との建設的な対話を実現するよう、IR担当部署を総務部として、その責任者を総務部長としております。
- (2) 対話の窓口を総務部として、対話(面談)の内容に応じて、経理部等の担当部署が協力して、対話の充実と株主のご理解の促進を図ります。
- (3) 当社ホームページ上のIR専用ページに、株主専用窓口を開設し、株主との積極的な対話に取り組んでおります。
- (4) 株主との対話において把握された意見につきましては、適宜、社長をはじめとする経営陣に報告するとともに、必要に応じて、速やかに関係部門へのフィードバックを行い、改善に取り組めます。
- (5) 当社は、内部情報管理規則を定め、インサイダー情報を適切に管理しており、不適切な情報開示の防止に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
西部瓦斯株式会社	1,500,000	14.49
西部ガス興商株式会社	501,200	4.84

株式会社肥後銀行	500,000	4.83
株式会社三井住友銀行	487,600	4.71
日本コークス工業株式会社	471,500	4.55
西日本メンテナンス株式会社	330,200	3.19
株式会社西日本シティ銀行	260,000	2.51
大牟田瓦斯株式会社	256,000	2.47
サノヤス・ライド株式会社	250,000	2.41
九州ガス圧送株式会社	250,000	2.41

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、福岡 既存市場
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
道永 幸典	他の会社の出身者							○				
山木 仁	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
道永 幸典	○	同氏は、当社の主要株主である西部瓦斯株式会社の取締役常務執行役員であります。	選任理由は、同氏は、企業経営に携わってこられた豊富な経験を有し、その幅広い見識を当社の経営に反映し、独立的な立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくためであります。なお、同氏が取締役を務める西部瓦斯株式会社は、当社の大株主企業であります。その他の利害関係はございません。また、同氏は当社ならびに当社経営陣との間において、特記すべき取引関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。

山木 仁	○	同氏は、当社と銀行取引を行っている株式会社肥後銀行の取締役常務執行役員であります。	選任理由は、同氏は、金融機関での勤務ならびに企業経営に携わってこられた豊富な経験を有し、その幅広い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。 また、同氏は当社と取引のある銀行の取締役であります。同行に対する当社の借入等の依存度を勘案し、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることとして
います。
また、監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めることとしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中尾哲郎	弁護士										△			
水本忠敬	税理士										○			
藤田直己	公認会計士										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

中尾哲郎	○	当社連結子会社が、同氏が所長である中尾総合法律事務所と顧問契約を締結しておりましたが、平成28年3月31日をもって解約しております。	選任理由としまして、同監査役は、弁護士としての専門性を有し、公正・中立な立場からの監査がのぞめるためであります。また、同氏は当社ならびに当社経営陣との間において、特記すべき取引関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員として指定しております。
水本忠敬	○	当社が、同氏が所長である水本税理士事務所と顧問契約を締結していますが、その契約による報酬は少額であります。	選任理由としまして、同監査役は、税理士としての専門性を有し、公正・中立な立場からの監査がのぞめるためであります。なお、同氏が所長である水本税理士事務所は当社と顧問契約を締結していますが、その契約による報酬は多額ではありませんので、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員として指定しております。
藤田直己		同氏は当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に勤務経験がありますが、平成24年6月に退職済みであります。	選任理由としまして、同監査役は、公認会計士としての専門性を有し、公正・中立な立場からの監査がのぞめるためであります。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	現時点では、実施しておりません。
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	<p>有価証券報告書にて開示した、当事業年度(平成29年1月1日から平成29年12月31日)における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。</p> <p>取締役(うち社外取締役) 支給人員 8名(1名) 支給額 77,104千円(1,200千円)</p> <p>監査役(うち社外監査役) 支給人員 4名(3名) 支給額 11,400千円(3,600千円)</p> <p>計 支給人員 12名(4) 支給額 88,504千円(4,800千円)</p> <p>注1: 当事業年度末(平成29年12月31日)時点での役員人員は、取締役8名(うち社外取締役2名)ならびに監査役4名(うち社外監査役3名)であります。</p> <p>注2: 当事業年度において、支給人員の他に無報酬の取締役が2名(うち社外取締役2名)おります。</p>
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役とも専任の補佐担当者は置いておりませんが、社外取締役については、その要請に応じ総務部員が対応し、社外監査役については監査役会を通じ、内部監査室員が対応することといたします。

また、情報伝達体制として、必要に応じ総務部より伝達することとしております。なお、取締役会資料については事前配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・現状の体制の概要と現状の体制を採用している理由

当社の主な機関は、原則毎月開催する「取締役会」、グループ子会社社長及び当社担当部長を招集し毎月開催する「経営会議」であり、職務の執行にあたっては「組織規則・業務分掌規則・職務権限規則」において、それぞれの責任・執行手続きを詳細に定め、効率的に職務の執行が行われる体制を確保しています。内部監査室は、業務活動の妥当性・検閲分析を計画的に行っております。

また、監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、常勤監査役は経営会議など重要な会議に出席しており、経営に対する監督機能を有する体制を確保しています。以上の概要及び理由により、現状の体制を採用しております。

・監査役の機能強化に向けた取組状況

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【監査役関係】で記載のとおりであります。

・会計監査人の状況

会計監査人として新日本有限責任監査法人と監査契約を結び会計監査を受けています。

会計監査の状況は以下の通りです。

(1)業務を執行する公認会計士の氏名等

指定有限責任社員業務執行社員 森行一

指定有限責任社員業務執行社員 久保英治

※両名とも、継続監査年数は7年以下であります。

(2)所属する監査法人名

新日本有限責任監査法人

(3)監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 16名 その他 14名

・責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに社外監査役は、それぞれ会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」の「現状の体制の概要と現状の体制を採用している理由」に記載のとおりであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主総会の招集通知につきまして、法定期日より早い時期での発送に努めております。
その他	株主総会当日を、遊園地ご家族無料入園及びチャレンジパス(各アトラクションに1回ずつ利用いただけるチケット)1名分を進呈する株主感謝デーとし、個人株主様の出席を促しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載しております。また、公告方法を電子公告にしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	〈女性の活躍の取り組みについて〉 当社は女性役員の選任には至っておりませんが、平成21年8月から女性の視点によるサー ビスや企画アイデアを提案し、事業の活性化を図るため、「女子プロジェクトチーム」を組織 しています。女子プロジェクトチームは毎月の定例会議で企画アイデアを協議し、その内容を 「経営会議」において報告・提案することで、顧客サービスに反映させるよう取り組んで おります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適法性・効率性の確保並びに危機の管理体制を構築するため、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定めます。

なお、今後とも社会情勢等環境の変化に応じ、その改善・充実を図り、一層適切な内部統制システムの構築に努めます。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員教育を行います。
- (2) 社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務の執行についてその適法性に関する監督機能を確保します。
- (3) 定期的な内部監査により法令及び定款への適合性を確認します。
- (4) 弁護士及び税理士とそれぞれ顧問契約を締結し、必要に応じ適法性を確認します。
- (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を持たず、毅然たる態度で臨むものとします。

また、対応窓口を総務部とし、顧問弁護士、警察当局及び外部専門機関と連携強化を図り、関連情報の収集や速やかに対応できる体制を構築します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定にかかる記録や、各取締役が職務権限規則に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令及び社内規程に基づき適正に保存および管理します。
- (2) 取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、本社において速やかに閲覧が可能となる場所に保管します。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を、当社及び子会社は整備します。

3. 当社及び子会社における損失の危険に関する規程その他の体制

- (1) 各部署の長は、コンプライアンス、労働環境、災害、サービス対応、事故及び情報セキュリティ等内在するリスクを把握、分析し、危機の管理を監督します。
- (2) 業務管理規則における、遊園地・ゴルフ場の安全確保・災害防止規則、ゴルフ場の農薬安全使用規則、飲食業務の衛生管理に関する規則に則り、業務の普遍化を確保します。
- (3) 重大な事態が発生した場合、即座に対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める体制を構築します。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を原則月1回開催し、経営に関する重要事項について、審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督を行います。
- (2) 毎月開催する経営会議において、各事業部門、子会社の月次業績のレビューと効率化に向けた改善策を審議します。
- (3) 取締役の職務の執行については、組織規則、業務分掌規則、職務権限規則において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を確保します。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社管理規則に基づき、子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社に報告を求めることにより、子会社の経営管理を行います。
- (2) 子会社の監査役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況を監査します。
- (3) 内部監査室が子会社に対する内部監査を実施し、その結果を子会社の取締役及び当社の社長に報告します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令できるものとします。
- (2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長の指揮命令を受けない体制とします。
- (3) 当該職員は、取締役の指示・命令には属さないものとし、その人事異動・評価等を行う場合は、あらかじめ監査役に意見を求め、これを尊重します。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告します。
- (2) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告します。
- (3) 子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社又は子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見したときは、直ちに当社の監査役へ報告します。
- (4) 監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとします。

8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めます。
- (2) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができます。

9. 監査役が職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求の手続を定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役が職務の執行に必要なものでないことが明らかに認められる場合を除き、所定の手続に従い、これに応じるものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を持たず、毅然たる態度で臨むものとします。
また、対応窓口を総務部とし、顧問弁護士、警察当局及び外部専門機関と連携強化を図り、関連情報の収集や速やかに対応できる体制を構築します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

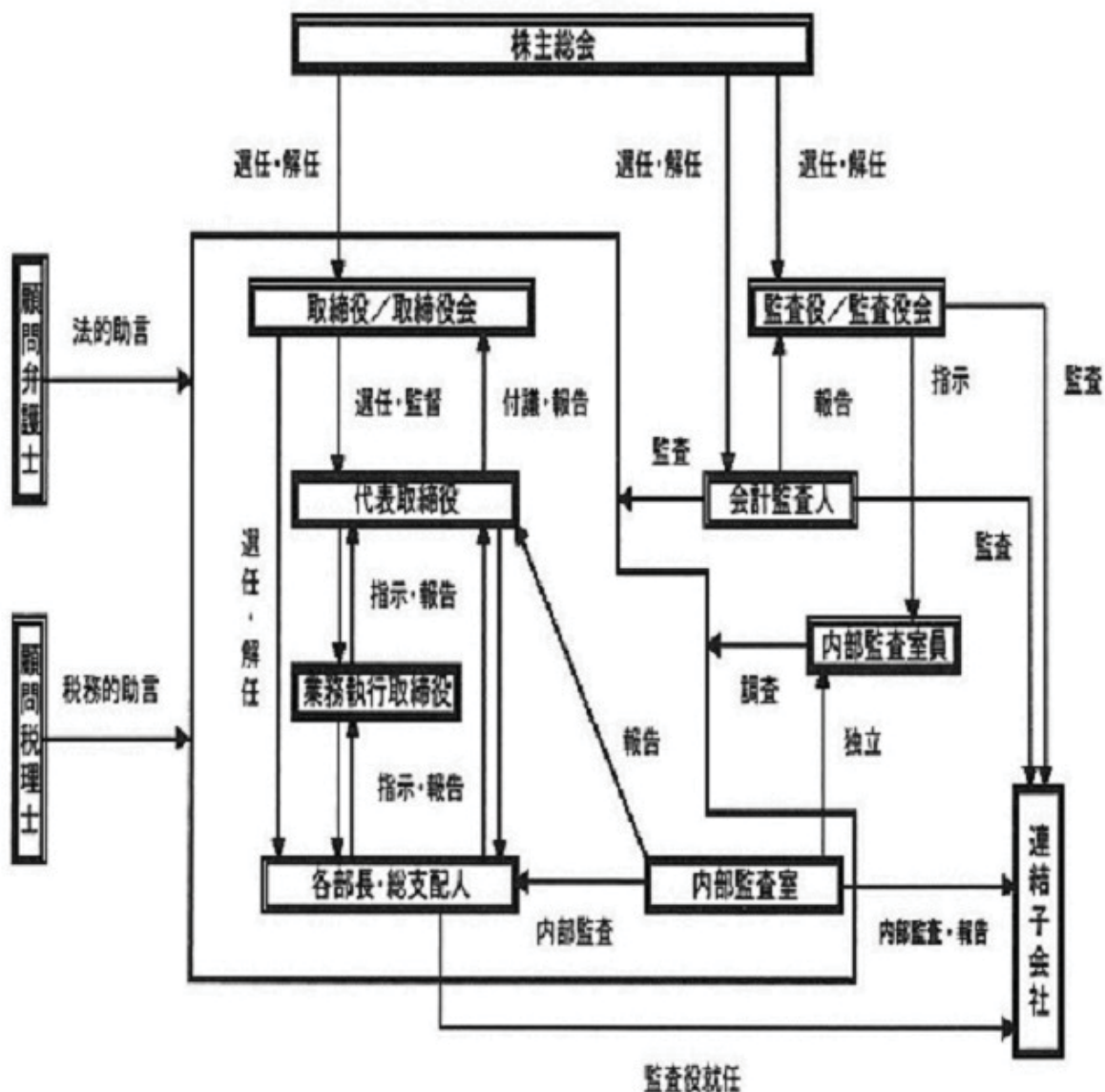
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要につきましては、別紙「会社情報の適時開示に係る社内体制概要図」(模式図)をご参照ください。

コーポレート・ガバナンス体制図



会社情報の適時開示に係る社内体制概要図

